

萌芽的研究論文

COVID-19 パンデミック下のインドネシアにおける家事労働者への社会経済的影響

平野 恵子

本研究は、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）パンデミック下のインドネシアにおいて、国内の家事労働者がどのような社会的経済的影響を受けたのか、アンケート調査、インタビュー調査から明らかにする。今般のパンデミックでは早い段階から世界各国でジェンダー格差に焦点が当たり、特に家事労働者、医療従事者・ケア労働者はエッセンシャル・ワーカーと呼ばれ、かれらの構造的脆弱性が指摘されてきた。いずれの先行研究にも共通するのは、エッセンシャル・ワーカーの脆弱性がCOVID-19により新たに生じたのではなく、既存のシステムに埋め込まれていたと捉える点である。本研究の調査により明らかとなったのは、第一に解雇や減給によって生じた家事労働者の経済的困窮、第二に家事労働者に付与される「不衛生」というスティグマ、第三に世代間で再生産される教育格差の拡大であった。いずれも、従前より家事労働者が受けてきた構造的差別に起因する。すなわち、家事労働者は、労働法の適用を受けないために雇用契約を結ぶことができず容易に解雇され貧困に陥る。また、インドネシア社会に歴史的に内在化してきた家事労働者としてのスティグマから生じる差別、そして貧困から抜け出せないために次世代に再生産される教育格差が助長される。これらの状況を打開するために、家事労働者はCOVID-19下で失業して再就職を試みるものの、家事労働者の構造的な脆弱性に乘じた労働条件のさらなる切り下げに直面しており、COVID-19パンデミックによって、脆弱性が増幅されていることが明らかとなった。

キーワード：COVID-19 パンデミック、家事労働者、インドネシア、法制度、スティグマ化

はじめに

本稿は、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19と記す）の世界的大流行（パンデミック）がインドネシア国内の有償家事労働者にもたらした影響を、当事者へのアンケート調査および半構造化インタビュー調査より明らかにする。

インドネシアでは、2020年3月にジャカルタ首都圏において初の感染者が確認された。1年が経った2021年3月19日現在、約144万人の陽性者が確認されており、世界第4位の人口規模の大きさも相まって東南アジア最多の感染者を生

み出している。その影響は多岐にわたるが、2021年2月に発表された指標ではこの20年間で最も大きな経済的縮小がみられるという（Nikkei Asia 2021）¹⁾。インドネシア政府はこの間、様々な対応策を打ち出してきた。2020年4月には「新型コロナウイルス感染症即応のための大規模な社会制限に関する保健大臣令」が発令され、各地方自治体が学校の休校や職場の休業等、社会制限を実施することが可能となった。以降、教育はオンライン経由が主流となり、社会生活上不可欠な産業・サービスと指定された医療や食料、エネルギーや、金融、物流、公共交通機関などの業種を除いては、移動が制限され、在宅勤務が大幅に拡大されている（2021年3月末現在）。

COVID-19 パンデミックにおけるジェンダー課題は、比較的早い段階から国連女性機関（UN Women）をはじめとする国際機関で指摘されてきた。例えば UN Women は COVID-19 の女性に対する暴力への影響を影のパンデミック（shadow pandemic）と称し、「ステイ・ホーム」期間中の特に女性・少女への暴力の増加に言及している（UN Women 2020）²⁾。

また、「ケアを受けていない者はいないと断言できるほど人間存在にとって重要な活動を担う」（トロント・岡野 2020：9）ケア労働者に対しては、エッセンシャル・ワーカーとして医療従事者を中心に特に注目が集まった。看護師や医師への感謝が繰り返し示され、かれらの待遇改善に焦点が当たった一方で、家事労働者、介護・ケア労働者への待遇には社会的関心が薄い。国際労働機関（ILO）や国際家事労働者連盟（IDWF）は、家事労働者、ケア労働者がこのパンデミック下でおかれた劣悪な労働環境を批判している（ILO 2021）。

そのほかにも、多くの先行研究が、エッセンシャル・ワーカーが置かれた構造的脆弱性を指摘する（Kabeer 2020; Kabeer Razavi and Rodgers 2021; 本山 2020a 2020b; 小田原 2020; 小ヶ谷 2020）。これら先行研究に共通するのは、今般のパンデミックで明らかとなったケア労働者の脆弱性が、既存のシステムに埋め込まれたものであると捉える点である。結論を先取りすれば、本稿もまた、今般のパンデミック下でインドネシア国内の有償家事労働者が置かれた構造的脆弱性を、既存のインドネシア社会のシステムと連続したものと捉え、COVID-19 パンデミックがさらにそれを増幅させていると論じていく。

以下、次のように論をすすめる。はじめに先行研究から分析視角を整理する。次に第2節で、インドネシアにおける家事労働者の現状を把握する。続く第3節および第4節で、インドネシア家事労働者アドボカシー国内ネットワーク（Jaringan Nasional Advokasi Pekerja Rumah Tangga, 以下 Jala PRT（ジャラ・ペーエルター）と記す）の協力により実施したアンケート調査およびインタビュー調査から、COVID-19 がインドネシア国内の有償家事労働者にもたらした影響

を考察する。

なお、インドネシア国内には、家事労働者の雇用主が120万人いるとされ（ILO 2021）、また約400万人の家事労働者が存在するとの調査がある（ILO 2015）。インドネシアにおいてかれらの組織化が進展したのは、Jala PRTがジョグジャカルタ特別州にて設立された2004年以降であった。Jala PRTには現在、移住家事労働者支援NGOや法的扶助市民団体に加えて国内8つの地域における当事者組合が参加しており、その総数は約1万3000人である。本稿ではそのうち5つの組合の協力を得ている³⁾。

1. 先行研究の検討

地震や津波といった自然災害に関する先行研究は、脆弱性（vulnerability）のジェンダー格差を指摘してきた。バングラデシュにおける災害リスクを論じる池田恵子は、災害脆弱性とそれへの対応能力が地域社会でジェンダー化され構築されていることを、ワイズナー（Wisner [1994]2004）らによる「脆弱性進行」の枠組みを用いて次のように述べる。

制度化されてきた慣習、権力配分、資源配分のあり方が女性にとって不利であるという大状況で（「根本原因」）、開発やグローバル化の進展がその格差を拡大するか少なくとも十分には改善しない（「動的な圧力」）。その結果、女性が男性より「危険な状況」に暮らしている。すなわち、災害脆弱性と対応能力は、地域社会でジェンダー化されて構築される（池田 2012：75）。

池田の議論からは、災害脆弱性のジェンダー格差は制度や資源配分に埋め込まれ、それがグローバル化や開発の進展によって拡大するか、もしくは十分な改善を促されないことが分かる。2020年3月にはWHO（世界保健機関）がCOVID-19のパンデミックを宣言し、6月には国連が「COVID-19とは健康の危機以上のもの」（United Nations 2020：12）と指摘するように「災害」と呼べる現況において、COVID-19パンデミックによる影響もまたジェンダー化され構築されていることが明らかとなってきている（藤原 2021; Kabeer 2020; 本山 2020a 2020b; 小ヶ谷 2020; 小田原 2020; 巢内 2020）。

COVID-19パンデミック下での「ホーム」と移動との関係を考察する小ヶ谷千穂は、「ステイ・ホーム」言説がウイルスから隔離された「安心・安全」という画一的なイメージを提示し、そこに自宅から「移動」して働きにくる家事労働者を「ウイルスを運んでくる存在」として措定する様態を指摘する（小ヶ谷 2020：

92)。インドネシアにおいても、「大規模社会制限 (PSBB)」によって在宅勤務が拡大し「ステイ・ホーム」が強力に推進されたが、これらの「移動しない人々＝移動しなくても生きていける人々」を支える家事労働者には、具体的にはどのような影響があったのだろうか。

伊藤るり他が指摘するように、インフォーマルな労働として各国で労働法制の対象外に置かれてきた家事労働は、低階層や人種のマイノリティの女性が主たる担い手となり、雇用主世帯の再生産労働を担ってきた (伊藤編 2020)。またそれに歴史的な奥行きがあるのは、ジェンダー研究や植民地研究が明らかにしてきたところである (Glenn 1992; Locher-Scholten 2000; Stoler 2002=2010)。現代においては、再生産労働の国際分業の進展によって、受入れ国中間層以上の雇用主女性、移住家事労働者の女性、そして送出し国世帯の子どものケアを担う女性という三層の女性たちの再生産労働の越境的な連鎖「グローバル・ケア・チェーン」(Hochschild 2000) の展開をみることができる。この連鎖の最も下に位置づけられるのが国内家事労働者である。再生産労働の国際分業や、移住家事労働者研究群が析出してきた課題、すなわち、より低賃金の担い手に自らの再生産労働を依拠する構図、それを可能にする家事労働者への手薄な保護規定、そしてその制度を温存させる家事労働という職業的価値への過小な評価といった構図は、国内の家事労働者にも当てはまるだろう。パレーニャス (2007) の議論を引きながら小ヶ谷が明らかにするように、「移動しない人々」のホームは、家事労働者にとっての職場であり、そこは様々な権力関係が交差する場でもある (小ヶ谷 2020: 91-92)。

労働法制に含まれない家事労働者が、「災害」を経験するとき、池田が指摘したような「脆弱性の進行」はどのようにあらわれるのだろうか。本稿は、本節で挙げた災害研究、移住家事労働者研究の知見を援用しながら、インドネシア国内の家事労働者が置かれた現状、COVID-19 パンデミックによる社会経済的影響、そしてそれを取り巻く構造を考察していく。

2. インドネシアの国内家事労働者

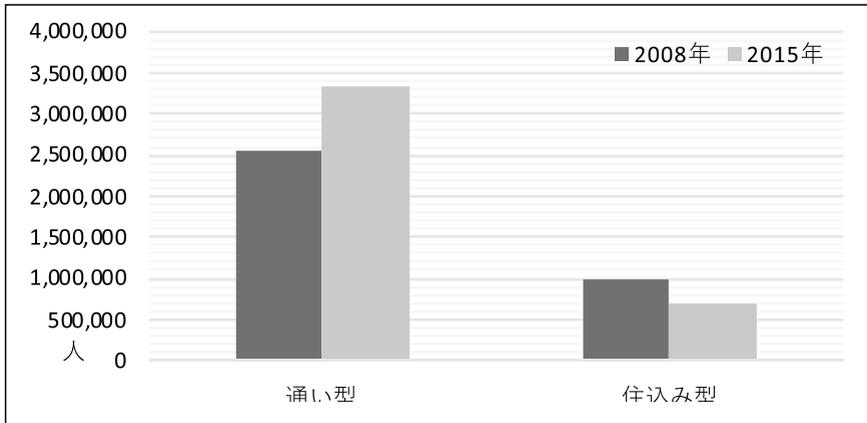
インドネシア植民地研究が示すように、植民者やローカルの支配階級は、1700年代には、農村の貧困層の女性を無報酬もしくは低賃金で居宅に住み込ませ、料理や洗濯、掃除といった家事労働を担わせていた (Locher-Scholten 2000; Stoler 2002=2010)。

こうした女性たちは、住み込みの場合、無給で雇用主家族に奉仕し、物心両面の援助を受けることで、「疑似家族」として雇用主家族の親密圏に組み込まれて

いた(澤井 2016: 248)。植民地家庭での家事労働者の蔑称である「バブ (babu)」に付着した貧困、「田舎くささ」、そして男性雇用主を「誘惑する」という性的な表象は、そのまま新たな家事労働者の呼称「プンバントウ (pembantu)」⁴⁾にも引き継がれ (ibid. 249)、現代にも残存する農村出身の「貧困」で「無教養」な女性という家事労働者に対するイメージが醸成されていった。

一方で、労働省のデータを基に ILO が発表した数字からは、こうした住込み型よりも現在では通い型の方が多くことが明らかとなっており、上述のような「家族の一員」言説の前提となる住込み型は、少なくとも首都圏の家事労働者を取り巻く状況としてはすでに過去のものであることがわかっている (図 1)。

多くの国・地域で家事労働者は労働法制上の労働者ではない(伊藤編 2020)。インドネシアにおいても同様に家事労働者は労働法制から除外されており、最低賃金規定適用の対象ではない。労働法成立の翌年である 2004 年から 5 月 1 日(メーデー)が祝日となり、以降、毎年 10% 近くの賃金上昇がなされてきているが、インドネシアの家事労働者は植民地期より続く「家族の一員」という雇用主側の認識で、いまだ「労働者 (pekerja)」ではないのである。



出所：ILO 2015 より筆者作成 (伊藤編 2020 『家事労働の国際社会学』 88 ページより引用)

図 1 家事労働者の就労形態

こうした状況を打開すべく、家事労働者の権利保護を目的に設立されたのが Jala PRT である。2004 年の設立以来、インドネシア各地で家事労働者の組織化を推進し、ILO189 号条約 (通称「家事労働者条約」)⁵⁾の批准や家事労働者保護法案成立に向けてのロビーイング、家事労働者の「技能」学校の開設など、家事

労働者の権利保護、地位向上に向けた様々な活動を展開している。

3. COVID-19 パンデミックの家事労働者への影響

家事労働者へのパンデミックの影響を把握するために、Jala PRT の協力を得て家事労働者へのアンケート調査を実施した。調査期間は 2021 年 1 月 20 日～2 月 19 日で、筆者がグーグルフォームにて調査項目を設計し、Jala PRT のナショナル・コーディネーターであるリタ・アングライニを通じネットワーク傘下の 5 つの組合員に記入を依頼し、285 件（女性 284 名、その他 1 名）の回答を得た⁶⁾。アンケート調査では、出身地、生年月日、性別、学歴、家族構成、両親の職業、配偶者の職業、宗教、国際移住労働経験の有無、収入などの基礎的情報に加えて、COVID-19 感染拡大に伴う収入、就労環境また生活面への影響について尋ねた。

加えて、家事労働者組合員の 6 名に対しオンラインでの半構造化インタビューを 2021 年 2 月 19 日～26 日にかけて実施した。6 名は、メダン、ジャカルタ首都圏（2 名）、ジョグジャカルタ、スマラン、マカッサルの国内各都市でその地域の家事労働者組合に所属する組合員である。通話のアプリケーションは、インタビュー対象者の指定で Zoom もしくは WhatsApp のビデオコール機能を用い、インドネシア語で 1 時間～1 時間 30 分ほど実施した。

3-1. 雇用を失う——アンケート調査から見た経済的影響

アンケート調査での「パンデミックの影響は何か」（複数回答）との問いに、最も多かった回答は「解雇」で、回答者の 41.1% が経験している。次に「減給」

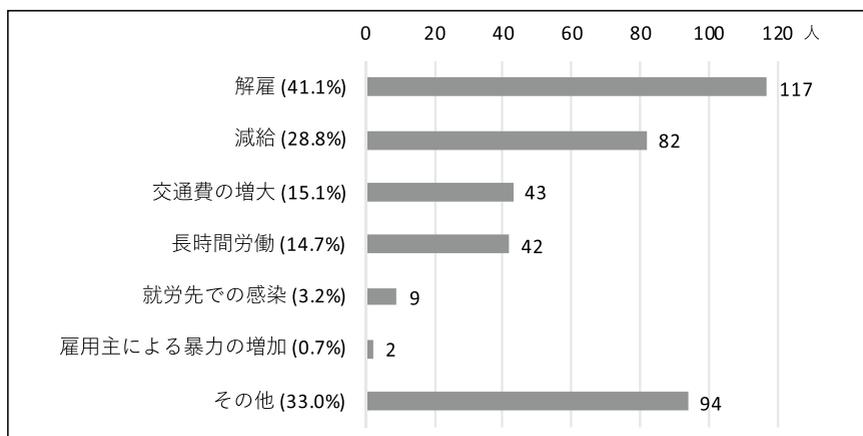


図2 COVID-19による家事労働者の仕事への影響 n(回答者数)=285 筆者作成
多項選択・無制限複数回答(括弧内%は回答者数に対する選択者数の割合)

が続いた (28.8%) (図2 参照)。

インドネシアにおいて家事労働職が労働法の適用除外であるため、家事労働者の給与は各州、地方自治体で定められる最低賃金に満たないことがほとんどで、回答者のパンデミック前の月収の多くは100万ルピア～400万ルピア⁷⁾であった。また2019年にJala PRTが組合員668名に対して実施した調査によれば、回答者の98.2%が最低賃金の20%～30%しか受け取っていないことが明らかとなっている⁸⁾。この状態から解雇や減給となると、世帯の多くが経済的困窮に陥ることは想像に難くない(図3)。メダンや、ジョグジャカルタでは、両組合員のうち、70%が解雇の状態にあるといい、本調査実施時点で、以前の就労先への復職あるいは新たな職を得られていない回答者は42.5%にのぼった。

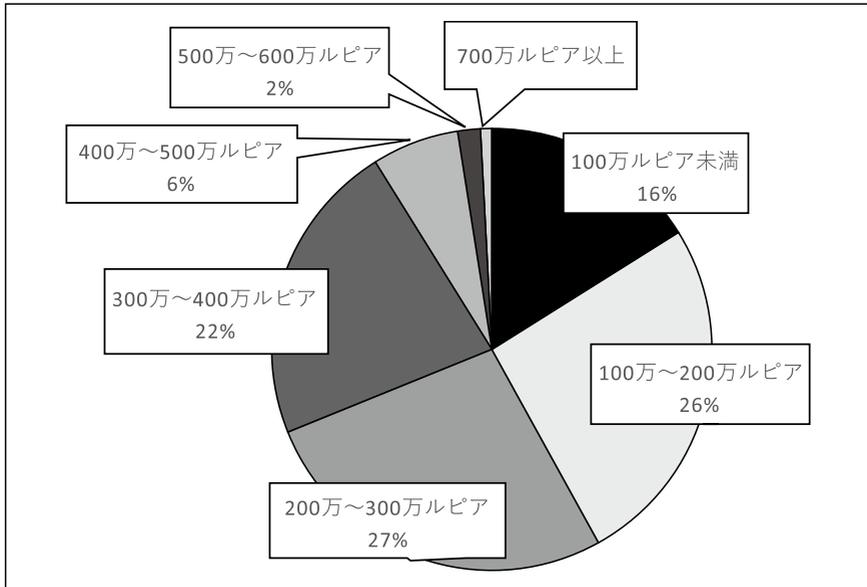


図3 COVID-19 パンデミック前の月収 (n=285)

筆者作成

経済的困窮は、同居家族の失業や減給によっても増幅されている。「同じ世帯の成員がCOVID-19によってどのような影響を受けたか」(複数回答可)との問いに、41.4%が「解雇」をあげ、また34.4%が「減給」があったと回答した(図4)。

家事労働者自身の、また世帯成員の解雇や減給が影響して、「経済的困窮」が最も大きな影響となったことが分かる(図5)⁹⁾。

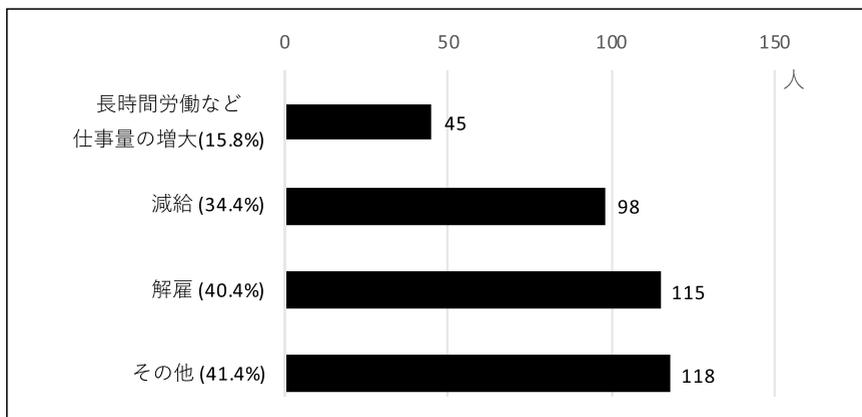


図4 COVID-19による世帯成員の仕事への影響 n(回答者数) = 285
多項選択・無制限複数回答(括弧内%は回答者数に対する選択者数の割合)

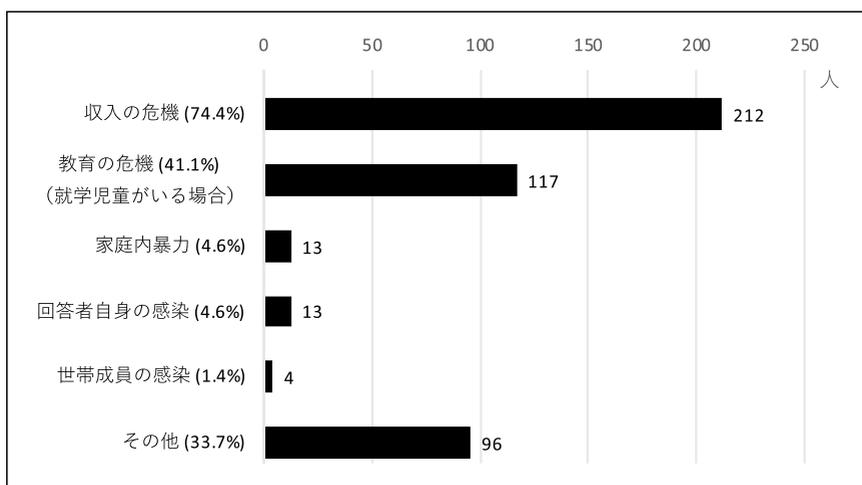


図5 COVID-19の世帯への影響 n(回答者数) = 285
多項選択・無制限複数回答(括弧内%は回答者数に対する選択者数の割合)

3-2. 政府からの支援が届かない

国民の経済的苦境に対して、むろんインドネシア政府は様々な支援策を打ち出している。感染者が確認された2020年3月以降、主として以下の方策が展開されてきた。

①ジャカルタ首都圏においては、4月～6月まで毎月60万ルピア相当の米、油、

塩、インスタントラーメンなどの食料品をパッケージ化したものが各世帯に配布された。また、以降は12月まで30万ルピア相当に減額されたものの、同様の支援策が展開されている。②ジャカルタ首都圏以外の住民に対しては、4月～6月まで口座を通じて毎月60万ルピアの現金給付が実施された。こちらも7月以降は月額30万ルピアに減額されたものの、支給は継続されている。③この他にも村落交付金からの現金給付や、④対象世帯への電気代無料化、⑤「雇用前カード (Kartu PraKerja)」と名付けられた、コロナ禍による解雇や求職者への支援策として、オンライン訓練への受講料という名目で毎月100万ルピアの支給がなされている。ほかに、⑥労災補償、死亡保障、年金保障及び老齢保障が含まれる社会保険¹⁰⁾に加入し、かつ給与が500万ルピア以下の給与所得者に対し、4ヶ月間毎月60万ルピアの一部給与補償がなされるプログラムも存在する。加えて⑦、小規模事業主に対する経営資金支援策も登場した (コンパス紙2020年8月26日)¹¹⁾。

しかしながら、筆者のアンケート調査によれば、政府からの支援を受けることが出来た組合員は非常に少なく、66.7%が政府からの支援を全く受けていない。また、支援を受けた組合員であっても、①～③の現金給付を受けた場合でも規定額を受領したのは、95人中5人に過ぎなかった。その理由としてインタビュー対象者が指摘したのは、「銀行に借入金がないこと」をその条件としたためではないか、という。経済対策として即効性のある現金給付に条件を課した結果、銀行に借入れがあり、経済的に困窮度合いが高い者ほど、現金給付を受けられない、という矛盾が生じた。代わりに、組合員たちのセイフティーネットとなったのは、Jala PRTやNGOからの支援で、例えばJala PRTは2021年2月までに3回にわたり米やインスタントラーメンなどが含まれた食料品パッケージを組合員に配布している。

3-3. 解雇の事由——インタビュー調査から

以上のように、解雇や減給などによって家事労働者は経済的影響を受けていることが明らかとなったが、解雇や減給にいたったその理由はいったい何だろうか。インタビュー調査結果から考察してみたい (インタビュー対象者の属性は表1を参照)。

3-3-1. 雇用主の経済状況の変化

一つは、雇用主の経済的状況が変化したことが挙げられる。

南スラウェシ州のマカッサルに住むティティンは、2020年3月から3ヶ月間、自宅待機となった。理由は、雇用主も自宅待機を命じられ、所得が減少したからだという。パンデミック前の彼女の月収は100万ルピアで週5日勤務であったが、

表1 インタビュー対象者

| 氏名 (仮称) | 年齢 (インタビュー時) | 居住地域 | 世帯成員 | COVID-19 により受けた 影響 | パンデミック 前の所得(単 位:ルピア、括 弧内は2020 年最低賃金に 対する%) | 2021年2月 現在の所得 (単位:ルピア) | 各地域の最低 賃金(2020年、 単位:ルピア) |
|------------|-----------------|---------------------|-------------------------------------|--------------------------|---|------------------------------|--------------------------------|
| ティティン | 28歳 | マカッサル (南スラウェシ) | 夫・子ども (息子14歳、娘8歳) | 減給 | 100万 (31%) | 30万 | 319万 |
| エティ | 45歳 | ジャカルタ (首都圏) | 子ども (娘23歳、娘22歳、 息子12歳) | 解雇 | 200万 (47%) | 100万 | 426万 |
| ナニック | 40歳 | ジャカルタ (首都圏) | 夫・子ども (娘18歳、娘10歳、 娘7ヶ月) | 解雇 | 420万 (99%) | 無職 | 426万 |
| アナンダ | 37歳 | メダン (北スマトラ) | 夫・子ども4人 (娘21歳、娘17歳、 息子8歳、娘2歳) | 減給 | 200万 (62%) | 140万 | 322万 |
| スルヤ ティ | 44歳 | スマラン (東ジャワ) | 夫・子ども (息子25歳、娘17歳) | 解雇 | 210万 (97%) | 100万 | 217万 |
| ユミエム | 46歳 | ジョグジャカルタ (中部ジャワ) | 母・妹 | 解雇 | 80万 (40%) | 80万 | 200万 |

3ヶ月間の自宅待機後は、週1勤務となった。その分給与が30万ルピアに減少している。

ジョグジャカルタに住むユミエムも、雇用主世帯の経済状況が変化したことにより、3ヶ月間の自宅待機ののち解雇となった。半年前に「運良く(次の仕事を同じ給与額で)私は見つけれられたけど」、ジョグジャカルタの組合員のうち7割近くが自宅待機の後、解雇になっている事例だという。加えて、自宅待機期間中の給与は支払われていない。

3-3-2. 家事労働者は「不衛生」だ

ジャカルタ首都圏で、イギリスからの駐在員家族のもとで働いていたエティは、インドネシアで感染が確認され始めた2020年3月に「しばらく来なくて良い、

自宅待機にしている」との連絡を受けた。3月から当初3ヶ月間は自宅待機であっても給与が支払われていたが、それが200万ルピアから70万ルピア、50万ルピア、と毎月下がっていき5月に解雇となる。感染拡大により、断食明けを機に雇用主が本国へ帰国してしまったためであった。

同じくジャカルタ首都圏で中国からの駐在員家族のもとで働いていたナニックも、3月に雇用主から「妊娠してるんだから、しばらく来なくて良いよ」とテキストメッセージを受け取る。ナニックはその時妊娠6ヶ月だった。3月、4月は自宅待機となり、その期間は給与が支払われた。しかし5月には「あなたをクビにするわけじゃないからねえ」というメッセージとともに、実質解雇となった。2020年の断食明け大祭(レバラン)¹²⁾は5月で、衣類の新調など一年でも物入りの季節に彼女の解雇は重なった。ナニックは、「あなたをクビにするわけではない」という雇用主の言葉は、退職金の支払いを免れるためだった、と考えている。

解雇の理由を尋ねたら、「妊娠してるから、仕事の負担が大きいでしょ」ってことだった。クビにするなら、雇用主は退職金を支払わなきゃならない。でも、彼女が支払ったのは、給料1カ月分と「宗教大祭手当(THR(ターハーエル))」だけだった。私は、この雇用主と3年間一緒に働いてきたから、本当はもっともらわなきゃいけない。給料が420万ルピアで、3年間働いたから、420万ルピアを3カ月分、プラスTHRじゃなくっちゃいけない。規則でそうなっている。でも、それを言ったら、向こうが拒んだのよね。私はサプリディ(ジャカルタ首都圏をベースとする家事労働者組合)で学んでこうしたこと知識があったから、いつもJala PRTの法的な支援をしてくれている男性に頼んで、一緒に交渉してもらった。(括弧内筆者、以下同じ)

ナニックが指摘するように、労働法2003年第13号157条に規定されている退職手当については、労働者の勤務年数に給与月額をかけた金額を雇用主は支払わなければならない。Jala PRTの法的扶助を得ての交渉の結果、彼女は結局規則通り3ヶ月分の給料とTHRの支払いを受けることができたが、ナニックのように退職金を受領できた組合員はあまりいないという。

エティも、ナニックも、雇用主が駐在員家族であったため、解雇は雇用者自身や家族の本帰国が契機となっていた。ただし、解雇に至る前の自宅待機は、二人が密集した地域に住み、そして電車やアンコタなどの路線バスという乗客が密集する公共交通機関を利用しての通勤を雇用主が恐れたことに起因すると、彼女たちは考えている。

私が自宅と雇用主宅を行ったり来たり（通い）が怖かったみたい。雇用主から直接は言われてないけど、何に乗ってここまで来てるのか、聞かれたし。知ってるはずだけどね。あと、住んでいる地域についても繰り返し聞かれたし・・・。

もともとエティが住んでいたのは、高級アパートメントが林立する南ジャカルタの路地裏であった。彼女は解雇によって家賃が払えなくなり、ジャカルタに隣接する市に引っ越したのだが、当時彼女自身はバイク通勤をしていたものの雇用主にとっては彼女の居住地が問題であったという。アパートメントの敷地内に入る際には、体温のチェックやハンド・サニタイザーでの消毒のみならず、着用してきた上着への消毒液噴霧による消毒がなされた上で、持参の服に着替えなければならない。業務開始までに時間がかかり、仕事の負担が増えたとエティは感じている。

このように家事労働者の「衛生」に着目し、かれらの「不衛生」を恐れる雇用主の傾向は、2016年に世界一の渋滞都市として認定され、人々の密集度合いが高いジャカルタ首都圏のみならず、地方都市でも同様であった。スマトラ島北部メダンに住むアナングは、メダンの組合員のおおよそ7割が解雇や減給対象となったと教えてくれた。

解雇の理由はね、雇用主がコロナを恐れているから。私たちは日頃、移動するときにアンコタ（ミニ路線バス）に乗るでしょ？食料品を市場に行ったりする時もさ。そこでたくさんの人に会う。だから・・・中略・・・私が雇用主宅に行くときには、着替えの洋服を持って行くように言われてるからね。

スマランで働くスルヤティも類似の経験をしている。COVID-19発生以前、3カ所で就労していた彼女は、2020年3月に3カ所いずれの就労先からも相次いで自宅待機を命じられる。そのうちの一つは5年間勤めた家庭で、SMSで突然、「仕事に来てはいけない（tidak boleh masuk kerja）」との連絡を受ける。この就労先は、2日に1回の勤務にもかかわらず、3カ所のうちで最も給料が高く彼女は気に入っていた。

私の兄が働いている近所で、そこはサテ（焼き鳥）を作っているところだけど、そこでコロナにかかった人が出たんだよね。18人が亡くなるっていうクラスターになっちゃった。それが雇用主の耳にも入ったみたい。近くでPRTとして働く友達から後で教えてもらったんだけど。それで、どうも兄もかかったと思ったみたいで、SMSで突然、来てはいけないって。そのままクビ。兄はかかってい

ないし、そもそも、そこは兄の働いている場所じゃない。でも、近くにあるから。危険だ、って思っちゃうんじゃない。それに、私は兄とは一緒に住んでいないんだけどね。

移動する家事労働者を「不衛生」とみなすのは、インドネシア特有のものではない。移住労働者を「不衛生」とみなし、別の場所に隔離したり、集会禁止を適用したりする事例は、シンガポール、香港、台湾、マレーシア、移住労働者に労働力を依存するいずれの受入れ国でもみられている (Human Rights Working Group 2021; 小ヶ谷 2020)。

3-4. 教育格差の拡大

先のアンケート調査において収入の危機とともに COVID-19 の影響として挙げられたもう一つの課題が、教育の危機であった。

ナニックには、3人の子どもがおり、上の2人は実家のある東ジャワで彼女の姉と暮らしている。長女、次女ともに昨年の3月からオンラインによる遠隔授業である。2021年6月に卒業を迎える長女は、授業を休むわけにはいかず、その分スマートフォンのデータ容量を購入する必要があるという。政府は教育用のスマートフォンやタブレット用のデータ容量を支給しているが、インタビューから明らかとなったのは、政府支給のデータは Youtube や Zoom 使用に対応していないため、オンラインで教育を受けるためには、結局のところ自費で購入する必要があるという。インタビュー対象者の多くが、義務教育課程にある子どもを持つ母親で、1年におよぶオンライン授業は、経済的困窮に陥った家事労働者世帯にさらなる打撃を与えている。

前述のように2020年3月以降、インドネシアにおいてもほぼ全州でオンライン教育が現在にいたるまで実施されている¹³⁾。インタビュー対象者は家事労働者の仕事の負担を質量ともに増やした要因としてもこのオンライン教育に触れている。雇用主の子どものオンライン教育受講を傍で見守る、という業務が追加されたのである。教育をきちんと受けているか、また課題をきちんとおこなっているか、付き添うことを仕事として新たに頼まれたという。「体をつかう仕事じゃないから疲れることはないけど、その間、ほかの仕事ができない」とは、ジョグジャカルタのユミエムの言である。インドネシアの雇用慣行として、料理・掃除・洗濯を主に担当する家事労働者と乳幼児の世話を業務とするベビー・シッターは、個別に募集されることが多く、専門学校が存在する後者の方が給与も若干高い。しかし、オンライン教育となったことによって、ベビー・シッターとして雇用された訳ではない彼女たちにもその仕事が増えてしまっているという。

そのほかにも、オンライン教育を受けることが可能なデジタル・デバイス所有の有無が、子どもたちの教育機会を左右している。家事労働者世帯の多くが、スマートフォンを1台しか所有しないことから、オンライン教育を受講しなければならない子どもが複数人存在し、その授業が重なってしまった場合、どの授業を優先するのか、世帯内での交渉となる。ティティンは長女よりも長男を優先しているという。というのも、学年が上である長男の方が授業内容がより高度であること、また現在中学2年生の長男には、高校に進学して欲しいと思っており、それは地元スーパーのレジなどで働くにしても最低でも高校卒業以上の学歴が求められるからだ。

職務内容に雇用主の子どものオンライン教育の付き添いが加わり、業務量が増大したアナンダの小学校2年生の息子の授業はオンラインではなく、週3回の対面のみ、となっている。アナンダが住むメダンの地域では、スマートフォンを持っていない家庭が相当数存在することからオンライン教育の実施は難しい、との学校側の判断となったという。

アナンダは、教育の危機について尋ねた筆者に「自分の子どものオンライン教育はままならない状態で雇用主の子どもの教育を傍で見てるって変よね」と答えた。パンデミックによって教育格差が拡大し、それが次世代に再生産される現状が生じていることが分かる。

3-5. 小括

Jala PRT に加入するインドネシア国内各地の家事労働者組合員へのインタビュー調査から浮かび上がってきたパンデミックの影響とは、第一に解雇や減給を起因とする経済的困窮であった。先に挙げた Jala PRT の調査が示すように、家事労働者が得る給与はそもそも各地方自治体で定められる最低賃金に遠く及ばない。今回調査で明らかとなったのは、解雇や減給による収入の減少であり、加えて解雇前に給料が支払われない自宅待機もあわせると、多くの対象者が経済的に打撃を受けている。また失業者への政府からの支援が行き届いておらず、銀行に借入れのある経済的貧困者には現金給付が支払われない、といった公的補助の方針が逆説的に貧困を加速化している状況である。

第二に、就労先敷地内への入境時に課せられる消毒であったり、着替えの持参を命じられたりする、といった通いの家事労働者が「不衛生」であるとの認識から生じる、スティグマの問題であった。着替えの持参はウイルスが付着している可能性があるためだが、雇用主家族が帰宅しても着替えはおこなわれない。また、消毒液の噴霧は、道路や公共交通機関に対してなされるものであり、通常人体へなされることは稀である。

第三に、教育格差の問題である。オンライン教育を受ける雇用主の子どもに付き添う、という業務が追加され仕事の負担が増える一方で、自身の子どもの教育は見守ることができず、またデータ容量の購入費用の負担により経済的困窮度合いが増す。時にはインターネットにアクセス可能なデバイスが1台しかないために教育機会が得られない状況が出現している。さらには、教育の機会が世帯内で交渉されるとき、男児を優先するというジェンダー格差が生じていることが明らかとなった。

4. 状況を打開するための戦略と構造的脆弱性

こうした状況打開のために、家事労働者がとっていたのは、副業を開始すること、雇用主と交渉すること、そして新たな就職先を探すことであった。

4-1. 副業する——経済的貧困への対処

解雇や減給、自宅待機となったアンケート回答者の38.9%がパンデミック期間中に副業を開始していた。またインタビュー対象者の全員が副業をおこなっていた。多くが、家事労働者として通常おこなっている業務である料理の技術を生かして、惣菜や菓子を作り、近隣の住民に売ったり、子どもの学校に出店しているキオスクに置いてもらうよう交渉したりしていた。これらの売り上げは月に50万ルピア程度にはなったというが、もちろん解雇や減給前の所得と比較すると十分ではない。

4-2. 再就職先を探す

解雇された場合には、積極的に次の就職先を探している。感染拡大が落ち着いた2020年10月後半以降、家事労働者の需要が再び高まり始めたという。ただし、求人は住込み型が圧倒的に多かった。しかし家事労働者にとって住込みが意味するのは、「休日なし」である。住込みの家事労働者は雇用主の生活時間にあわせて働き、呼ばれたらすぐに対応しなくてはならず、勤務時間が決まっていたとしても、そしてたとえ週休1日が付与されていたとしても、実際には文字通り24時間365日待機状態で無休となってしまう。加えて、移住家事労働者へのCOVID-19影響の事例が示すように、雇用主が在宅勤務となったことにより、住込み型で就労する家事労働者の就労時間も業務量も格段に増えている状況がある(Human Rights Working Group 2021; 小ヶ谷 2020)。

そのため、一般的に住込み型は家事労働者たちには不評である。現在、配偶者や子どもと一緒に暮らしている場合はなおさらで、こうした住込み忌避の傾向は、

求人募集をフェイスブックや WhatsApp グループ内で閲覧する際の添付のメッセージからも読み取れる。「住込みはこの期間（パンデミック）だけ。パンデミックが終われば、通いにしても良い」¹⁴⁾のような但書きがつくことが多いという。

第2節で確認したように、インドネシア国内の家事労働市場では、既に通い型の方が多くなっている。インドネシアで家事労働者に付与されてきた、農村出身の貧しい女性が住み込みで就労する、といったイメージは過去のものであり、雇用主が家事労働者を「家族の一員」であるとして、例えば週休1日といった「欧米的な」労働者としての権利付与を拒否する構図が成り立たないことは明らかである。

しかし、今回の調査から浮かび上がってきたのは、継続して存在する家事労働者へのステイグマ付与であり、雇用主宅へ「移動」することで「ウイルスを運んでくる」家事労働者の身体への忌避である。在宅勤務が成立するのは、また前節でみたように子どもがオンライン教育を滞りなく受講することが出来るためには家事労働者の存在が不可欠なわけだが、雇用主世帯の生存を支える再生産労働者の労働条件の切り下げが、このパンデミック下で進行していることがわかる。

4-3. パンデミック下において労働条件の切り下げが進行するのはなぜか

そもそも、実質の「休日なし」が成立するのは、インドネシアにおいて家事労働者が労働法の適用除外となっているからである。各組合が展開する「PRT（ペー・エル・テー）の学校」で労働者としての権利を学び、NGOのパラリーガルによる法的支援を受けることが可能な Jala PRT の組合員であっても、雇用主と契約書を交わすことは難しい現状があるという。

3-3-2で取り上げたナニックは、ジャカルタ首都圏をベースとする Jala PRT 加入組合であるサプリディ（Sapulidi）の地域代表の一人で、IDWF（国際家事労働者連盟）主催のウェビナーでインドネシアの家事労働者の現状を伝えるなど、組合活動に積極的に取り組む一人である。しかしイギリスから来た前雇用主と契約書を交わすことは、交渉してはみたものの、かなわなかったという。また、ユミエムはジョグジャカルタを基盤とする家事労働者組合トゥナス・ムリア（SPRT Tunas Mulya）の副代表で、2003年の組合結成当初から活動する組合員であるが、彼女も契約書を交わすことは無理だったと話す。ユミエムが働く中部ジャワ州ジョグジャカルタは、インドネシアで初めての家事労働者組合が設立されたのみならず、「家事労働者条例」が成立した都市でもあり、他の都市と比較しても家事労働者の労働者としての権利が社会的に認知されている。スルヤティもまた、居住地域の家事労働者組合ムルデカ・スマラン（SPRT Merdeka Semarang）の副代表で、家事労働者の権利に自覚的で積極的に組合活動を実践してきた人物であ

るが、雇用期間が長かったこともあり、粘り強く交渉してはみたものの、3人の雇用主いずれからも契約書を受け取ることはできなかった。

2003年に成立した労働法では、週1日の休日取得（第79条第2項）、そして退職金の抛出（第156条）等が定められており、労働者にとって手厚い保護規定が多い¹⁵⁾。しかしながらこの労働法適用から家事労働者は除外されている。Jala PRTは、組合員の権利充足のために、雇用主一家事労働者間の書面での契約締結など、現行労働法の規定に準じて、雇用主と交渉するよう組合員に働きかけている。しかしながら、インタビュー対象者のナラティブにあるように、現状では難しい。

労働法が適用されない状況下、Jala PRTは家事労働者保護法案（Rancangan Undang-undang Perlindungan Pekerja Rumah Tangga）の成立を求めて活動してきた。2004年からの17年に及ぶ長い道のりの中で、Jala PRTは議員やNGOと協働して法案を作成し、ロビー活動を展開し、メデー（5月1日）や移住労働者デー（12月18日）、国内家事労働者デー（2月16日）、国際女性デー（3月8日）のデモに組合員を動員することで、国内400万人という数的存在感を社会にアピールし、法案の重要性を訴えてきた。また、国際移住家事労働者と共通のアジェンダとして国内家事労働者の人権を訴え、家事労働者は持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための不可欠な一部、と運動のディスコースを変化させながら、家事労働者の保護が不可欠であることを訴えてきた。2020年には本法案が優先国家立法プログラム入りし、インドネシアの国家にあたる国民議会本会議審議入りするかと思われたが、主要政党の2党が反対にまわったことから、2021年に審議延期となっている。

インドネシアのフェミニスト政治学者であるアニ・スチプトは、「家事労働者保護法案の長い道のり」と題する報告の中で、現状では家事労働者保護法案の成立の見込みは低いと分析している。理由の一つは、本法案が議員や政党の中で選挙の目玉となるような戦略的法律として位置づけられていないことだという¹⁶⁾。

前述のように、同じ家事労働者であっても、移住家事労働者はその権利保護が国内と比較して早い段階から議論されてきた。Jala PRTが国内家事労働者と国際移住家事労働者を共通の土壌で論じるのは、その輩出層が3割程度重なっているからである。しかし同じ再生産労働者であっても、国際移住家事労働者の場合、外貨獲得の手段として、経済開発の重要なアクターとして1970年代末にはインドネシアの国家開発計画に登場する。家事労働者条約が採択された2011年のILO第100回総会で、インドネシア大統領の演説が国内で大々的に取り上げられることから、国際移住家事労働者受入国であるサウジアラビアとの人権に関する交渉が政策の目玉の一つとしてアピールされることから分かるように、

国際移住家事労働者は政治的アジェンダとして設定するに戦略的価値がある。

一方で、国内家事労働者は、国際移住家事労働者と同じく再生産労働を担うエッセンシャル・ワーカーであり、国内の中間層以上の「生」を成立させる重要な存在ではあるものの、法案を審議する政治の側に、前述の国際移住家事労働者のような政治的経済的戦略性が見いだせない。パンデミックによって、雇用主世帯の生存を支える再生産労働者の労働条件の切り下げが進行するのは、家事労働者の存在を不可視化するインドネシア社会に従前より存在する雇用慣行であり、法制度によるものである。パンデミックは、家事労働者が歴史的に直面してきた差別を浮き彫りにする。

おわりに

本稿は、COVID-19 パンデミックがインドネシア国内の家事労働者に与えた影響を、家事労働者組合員への調査を基に考察してきた。調査から明らかとなったのは、パンデミックを契機として、雇用主の経済状況が悪化し、それを受けて家事労働者も解雇や減給、自宅待機となったことで、かれらの世帯が陥った経済的困窮である。また、家事労働者の存在により雇用主世帯の子どもの教育機会が保障される一方で、自身の子どものそれは縮小傾向にあることも明らかとなった。雇用主労働者間の教育格差が拡大し、それが世代を超えて再生産される可能性が生じているのである。また、労働者世帯内での教育資源が限定されるとき、男児の教育が優先されるというジェンダー格差も出現していた。加えて、パンデミック下で進行する家事労働者の労働条件の切り下げは、インドネシアの中間層以上の世帯の生存を支える再生産労働をより不可視化する方向に進んでおり、家事労働者の構造的な脆弱性は増幅されているといっていよう。

ところで、2020年に審議延期となった家事労働者保護法案が再び優先審議法案リスト入りしたことが2021年3月上旬に明らかとなった。本稿で述べたような家事労働者の構造的脆弱性を解消するためには、家事労働者保護法案の成立が不可欠である。議員へのロビーイングや対面での組合活動が制限される中、法案成立に向けてZoomやFacebookを利用したオンライン経由での地道な活動が続いている。

(ひらの けいこ お茶の水女子大学ジェンダー研究所)

謝辞：調査に当たってはJala PRT ナショナル・コーディネーター、Lita Anggraini さんおよび各地域の組合員にご協力いただきました。記して感謝します。また、修正にあたって貴重なコメントをくださった査読者の皆様に御礼申し

上げます。本稿は JSPS 科研費 15H02602, 17K02067 および 19H01578 の成果の一部である。

[注]

- 1) Nikkei Asia, “Indonesia economy shrinks in 2020 for first time in two decades: GDP plunged 2.07% last year as COVID-19 crippled business activity” <https://asia.nikkei.com/Economy/Indonesia-economy-shrinks-in-2020-for-first-time-in-two-decades> (2021年2月7日最終アクセス)
- 2) UN Women, “Violence against women and girls: the shadow pandemic” <https://www.unwomen.org/en/news/stories/2020/4/statement-ed-phumzile-violence-against-women-during-pandemic> (2020年5月11日最終アクセス)
- 3) 具体的には、ジャカルタ首都圏で展開する組合「サブリディ (Sapulidi)」5235名、ジョグジャカルタ特別州の組合「トゥナス・ムリア (Tunas Mulia)」5853名、北スマトラ州メダンの組合「スムット (Sumut)」291名、中部ジャワ州スマランの組合「メルデカ・スマラン (Merdeka Semarang)」180名、南スラウェシ州マカッサルの組合「パライカッテ (Paraiatte)」507名である。なお、5つの組合のほかにも、ジャカルタ特別州に隣接する南タンゲラン州の組織「南タンゲラン (Tangerang Selatan)」885名、ジャカルタ特別州の組織「スダップ・マラム (Sedam Malam)」30名と「パノンガン (Panongan)」50名、計13081名が2021年6月末時点で参加している。
- 4) 手伝い、の意。
- 5) ILO189号条約の内容や成立の経緯、そして条約を契機とした各国・地域での運動や政策の展開については、伊藤藤 (2020) が詳しい。
- 6) 冒頭で示したように、2021年6月末の総組合員数は約13000名であるが、各組合のワット・アップ・グループを用いた調査依頼が全員に届いているかは不明であり、本稿で示したアンケート調査の詳細な回収率は不明となっている。Jala PRT のナショナル・コーディネーターによれば、通常多くて600名程度が Jala PRT の調査に回答するという (2021年6月29日、リタ・アングライニへのインタビューより)。
- 7) 1ルピア = 0.0076円。100万ルピア = 7600円、400万ルピア = 30,400円 (2021年3月9日現在)。
- 8) Aurizza Amanda Putri, 2020, As People Work from Home, Domestic Workers Find Themselves More Vulnerable. <https://magdalene.co/story/as-people-work-from-home-domestic-workers-find-themselves-more-vulnerable> (2021年3月9日最終アクセス)
- 9) なお、図2「COVID-19による家事労働者の仕事への影響」では2名が「雇用主による暴力の増加」を、図5「COVID-19の世帯への影響」では13名が「家庭内暴力」を選択している。リタ・アングライニによれば、雇用主による暴力の増加には「経済的暴力」が多く含まれることが予想されるというが、現時点で詳細は不明である。パンデミック下でどのような種類の暴力が増加しているのか、「影のパンデミック」に関する UN Women の指摘および ILO190号条約 (仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約) の重要性に鑑みると看過できない結果となっている。この点については今後の調査課題としたい。
- 10) Badan Penyelenggara Jaminan Sosial Ketenagakerjaan
- 11) Ada 7 Bantuan Pemerintah Selama Pandemi COVID-19, <https://nasional.kompas.com/read/2020/08/26/09222471/ada-7-bantuan-pemerintah-selama-pandemi-COVID-19-berikut-rinciannya?page=all> (2021年3月9日最終アクセス)
- 12) インドネシアは世界最大のイスラム教を有する。世界第4位の人口を抱え、その約9割がイスラム教であることから、毎年断食明けの1週間程度は祝日となっており、雇用主は宗教大祭手当 (THR) を労働者に支払う義務がある。

- 13) 2021年8月に入って、ジャカルタ特別州など一部の州では対面授業が開始された（「週5日間の対面教育実施 ジャカルタ特別州 13日から」じゃかるた新聞 2021年9月14日最終アクセス）。
- 14) ナニクへのインタビューより。サブリデイ組合員のフェイスブックには次のような投稿が多くみられる。「最近に住込みの募集しかないね。仕方ないね」（2021年2月15日付）
- 15) このような手厚い労働者保護規定が海外投資を妨げるとして、2020年11月現政権は雇用創出法（通称オムニバス法）を成立させた。アウトソーシングの業種制限廃止や最低賃金の算出方法の変更、解雇条件の緩和などが含まれており、労働組合側は反発している。こうした労働条件の改悪が家事労働者の就労状況にどのような影響を及ぼすのかは稿を改めて考察したい。
- 16) 「家事労働者保護法案の長い道のり（Perjalanan Panjang RUU Perlindungan Pekerja Rumah Tangga）」於お茶の水女子大学 IGS セミナー、2021年2月6日報告。

【引用文献】

- Duijjs, Elise Saskia, Anouk Haremaker, Zohra Bourik, Tineke A. Abma, and Petra Verdonk 2021 “Pushed to the Margins and Stretched to the Limit: Experiences of Freelance Eldercare Workers During the COVID-19 Pandemic in the Netherlands”, *Feminist Economics*, 27(1-2): 217-235.
- 藤原千沙 2021 「社会保障の『まとめ支給』と収入変動の波のなかの子育て」『We Learn』, 804: 4-7.
- Glenn, Evelyn Nakano 1992 “From Servitude to Service Work: Historical Continuities in the Racial Division of Paid Reproductive Labor”, *SIGNS*, 18(1): 1-43.
- Hochschild, Arlie 2000 “Global Care Chains and Emotional Surplus Value”, Hutton W. and Giddens A. eds., *On the Edge: Living with Global Capitalism*, London: Jonathan Cape, 130-146.
- Human Rights Working Group (HRWG) 2021 *Repression and Resilience: COVID-19 Response Measures and Migrants Workers in Major East and Southeast Asian Destinations*. Sasagawa Peace Foundation. https://www.spf.org/en/global-image/units/upfiles/106175-120210127173553_b601125e95deb8.pdf (2021年2月13日最終アクセス)
- 池田恵子 2012 「災害リスク削減のジェンダー主流化——バングラデシュの事例から」『ジェンダー研究』, 15: 73-85.
- International Labor Organization 2021 *Making decent work a reality for domestic workers: Progress and prospects in Asia and the Pacific ten years after the adoption of the Domestic Workers Convention, 2011 (No. 189)*. International Labor Organization.
- 伊藤るり編 2020 『家事労働の国際社会学——ディーセント・ワークを求めて』人文書院。
- Kabeer Naila 2020 “Labour market inequalities are exacerbated by COVID-19” http://eprints.lse.ac.uk/104456/3/Kabeer_labour_market_inequalities_are_exacerbated_by_covid_19_published.pdf (2021年2月28日最終アクセス)
- Kabeer Naila, Shahra Razavi, and Yana van der Meulen Rodgers 2021 “Feminist Economic Perspective on the COVID-19 Pandemic”, *Feminist Economics*, 27(1-2): 1-29.
- Locher-Scholten, Elbeth 2000 *Women and the Colonial State: Essays on Gender and Modernity in the Netherlands Indies 1900-1942*. Amsterdam: Amsterdam University Press.
- 本山央子 2020a 「パンデミックをめぐるフェミニストの分析とビジョン」『f visions』, 1: 6-9.

- 2020b「新自由主義に終止符を——国際的フェミニスト議論から」『f visions』, 2: 74-77.
- 小田原琳 2020「パンデミックとジェンダー分業——共同体の公正な存続のために」歴史学研究会編『コロナの時代の歴史学』, 續文堂出版, 129-137.
- 小ヶ谷千穂 2020「移動から考える『ホーム』——画一的な『ステイ・ホーム』言説を乗り越えるために」『現代思想』, 48(10): 89-95.
- ラセル・セルザール・パレーニヤス著, 小ヶ谷千穂訳 2007「女はいつも, ホームにある——グローバル化におけるフィリピン女性家事労働者の国際移動」伊豫谷登士翁編『移動から場所を問う——現代移民研究の課題』有信堂高文社, 127-147.
- 澤井志保 2016「『イエムじゃない』——香港で働くインドネシア人家事労働者の『つながりの平等』による主体性」『東南アジア研究』, 53(2): 244-278.
- Stoler, Ann 2002 *Carnal Knowledge and Imperial Power: Race and the Intimate in Colonial Rule*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press. (=2010 永渕康之・水谷智・吉田信訳, 『肉体の知識と帝国の権力——人種と植民地支配における親密なもの』以文社.)
- 巢内尚子 2020「ベトナム人女性技能実習生と妊娠をめぐる課題——コロナ, 継続する性の管理, 奪われる権利」『f visions』, 2: 70-73.
- トロント・C・ジョアン著, 岡野八代訳・著 2020『ケアするのは誰か——新しい民主主義のかたちへ』白澤社.
- United Nations 2020 *Comprehensive Response to COVID-19: Saving Lives, Protecting Societies, Recovering Better*. United Nations.
- Wisner B. et al. [1994] 2004 *At Risk: Natural Hazards, People's Vulnerability and Disasters*. London: Routledge.

(2021年8月28日掲載決定)

The socio-economic impact of the COVID-19 pandemic on domestic workers in Indonesia

HIRANO Keiko

(Institute for Gender Studies, Ochanomizu University)

This study aims to elucidate the socio-economic impact of the COVID-19 pandemic on domestic workers in Indonesia based on a questionnaire survey and a series of interviews. Even at its early stage, the pandemic highlighted gender inequality, especially among essential workers, such as domestic and care workers. In addition, the pandemic revealed the structural vulnerabilities of these groups. Previous studies have discussed a common theme, that is, that the vulnerabilities of care workers are not only a result of COVID-19 but are also embedded in the existing systems. The current study is conducted in collaboration with the National Network for Domestic Workers' Advocacy in Indonesia (Jala PRT). The results indicate that common vulnerabilities are financial distress, such as dismissals and salary cuts, the stigmatization of domestic workers as unsanitary, and widening educational inequality between employers and domestic workers' households. These issues stem from the structural discrimination traditionally faced by domestic workers. To overcome the economic difficulties brought on by the pandemic, domestic workers should search for new opportunities for employment. However, a further devaluation of labor is underway, which may amplify the abovementioned structural vulnerabilities.

Keywords: COVID-19 pandemic, domestic workers, Indonesia, legal system, stigmatization